

知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）半田
クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法
書に関する関係市町長意見

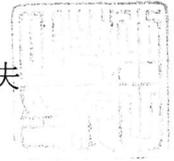
（半田市長意見、碧南市長意見、高浜市長意見、阿久
比町長意見、武豊町長意見）



23半環第101-1号
平成23年 6月15日

愛知県知事様

半田市長 榊原純夫



知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）半田クリーンセンター
整備事業に係る環境影響評価方法書について（回答）

平成23年5月11日付23環活第74-1号にて照会のありましたこのこと
については、下記のとおりです。

記

「意見なし」



連絡先 半田市市民経済部環境課
環境政策担当 太田
電話 0569-21-4001
FAX 0569-21-6405



23碧環第159号
平成23年6月14日

愛知県知事殿

碧南市長 瀬垣田 政信



知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）半田クリーンセンター
整備事業に係る環境影響評価方法書について（回答）

平成23年5月11日付け23環活第74-1号で照会のありましたみだしの
ことについては、下記のとおりです。

記

- 1 「2.3事業計画策定時における環境配慮事項」の「(2) 環境保全の配慮の内容」の「ア環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」の「(イ) 供用時p.15」で、「廃棄物運搬車両等については、低公害車及び最新規制適合車の使用に努める。」とあるが、2010年8月13日に愛知県が定めた「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」の主旨を十分理解し、廃棄物運搬車両等に車種規制非適合車を極力使用しないこととされたい。
- 2 環境影響評価の項目の選定p.178 表4.1-1で、「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素」の「大気質」で「微小粒子状物質」が含まれていないが、必要に応じ環境影響評価の項目に追加することを検討されたい。

以上

(問い合わせ：〒447-8601 碧南市松本町28 碧南市経済環境部環境課
TEL0566-41-3311(395・396)/FAX0566-48-2940





23高市生第 37 号
平成23年6月 7日

愛知県知事 殿

高浜市長 吉岡 初浩



知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）半田クリーンセンター整備事業に係る市町村長意見について（回答）

このことについて、愛知県環境影響評価条例第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

特に意見はありません。

問合先 高浜市市民総合窓口センター市民生活グループ
電話0566-52-1111 内線263





23 阿 環 第 90 号
平成23年 6月 10日

愛 知 県 知 事
大 村 秀 章 様

知 多 郡 阿 久 比 町
町 長 竹 内 啓 二



知多都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)半田クリーンセンター
整備事業に係る環境影響評価方法書について

平成23年5月11日付け、23環活第74-1号にて照会のありましたこのことについては、
別紙のとおり報告します。



施設の稼働後には、法令で定められた発生源での測定に加え、必要に応じて、周辺地域における大気中のダイオキシン類濃度について環境調査をお願いしたい。



武環発第 90 号
平成 23 年 6 月 15 日

愛 知 県 知 事 殿

武豊町長 舩 山 芳 輝



知多都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)半田クリーンセンター整備
事業に係る環境影響評価方法書に対する意見書について(回答)

このことについて、愛知県環境影響評価条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、
平成 23 年 5 月 11 日付け 23 環活第 74-1 により、市町村意見を求められました
ので、下記のとおり回答いたします。

記

意 見 な し

問い合わせ先
武豊町役場 厚生部環境課
TEL 0569-72-1111
FAX 0569-72-1326
Email kankyo@town.taketoyo.lg.jp

